

ふくしまっ子 体力向上総合プロジェクト

H29.3.13
第31号
福島県教育庁

「学校における肥満対応ガイドライン」が各学校へ届けられます
(29年3月末)



ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト「肥満解消チーム保健部会」で作成しました(養護教諭部会各支部・ブロック代表)

小学校:各8部

中学校、高等学校:各5部(学年+学校医分)

特別支援学校:各5部(学部+学校医分)を送付予定

★ 肥満対応ガイドラインの概要 ★ 詳細は健康教育課ホームページをご覧ください
ガイドラインの他通知様式例、Q&A等を掲載

これまで

定期健康診断結果に基づく肥満傾向児への受診勧告は、学校医が総合的に「特に注意が必要」と判断した児童生徒を対象に行ってきた。

しかし

○限られた時間の中で実施する内科検診では、特に軽度肥満については、十分に検討することが難しい状況
○現状は、学校医や教職員の考え方、地域性等によって、受診勧告の基準が様々

そこで

ガイドラインに基づく受診勧告について事前に学校医と共通理解を図った上で学校医による指摘があった児童生徒に加えて、肥満度に応じた受診勧告のあり方について指針を示した。

具体的には **肥満度20%以上30%未満の軽度肥満の児童生徒へ**

予防接種等でおかかりつけ医を受診する機会等を利用した「相談」を勧める形での受診の勧め  本人および家族への早期意識付け・早期対応がねらい

肥満度30%以上の中等度肥満、50%以上の高度肥満の児童生徒へ

かかりつけの小児科医・内科医、学校医の受診を勧める。
 単純性肥満なのか、「肥満症」「メタボリックシンドローム」等の治療が必要な状態なのかについて、診断を受けることがねらい。

※単純性肥満の児童生徒へは、積極的に生活習慣や食習慣を改善する指導を学校で行う必要がある。一方、治療が必要な児童生徒は適切な医療を受けた上で、学校における支援・指導を行うことが原則である。

受診に結びつかない児童生徒、保護者へは再通知と「相談」の勧め

再通知で、かかりつけ医・学校医等の受診の勧めと併せて学校での相談を提案する。
 受診に結びつかない児童生徒・保護者へは学校での相談を提案し、個別の対応の中で受診につなげることがねらい。



対応にあたっては、ガイドラインをもとに、学校医や教職員と共通理解を図る必要があります。
各学校の実態に応じた対応をお願いいたします。

文責
(指導主事 吉田)